# 令和４年度　第２回尾張旭市防災会議　次第

日時　令和５年１月２７日（金）
　　午前１０時から午前１１時まで
場所　市役所３階　３０２・３０３会議室

１　あいさつ

２　議題

⑴　尾張旭市総合体育館の避難所の指定について

⑵　尾張旭市地域防災計画の修正について（資料１）

３　報告

尾張旭市総合防災訓練について

４　その他

＜配布資料＞
・令和４年度第１回尾張旭市防災会議席次表
・尾張旭市防災会議委員名簿
・尾張旭市防災会議条例
・尾張旭市防災会議運営要綱
・資料 1-1　尾張旭市地域防災計画修正の概要
・資料 1-2　尾張旭市地域防災計画修正の要旨の新旧対照表
・資料 1-3　尾張旭市地域防災計画修正の新旧対照表
・資料 1-4　前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定

# 令和4年度第2回尾張旭市防災会議席次表

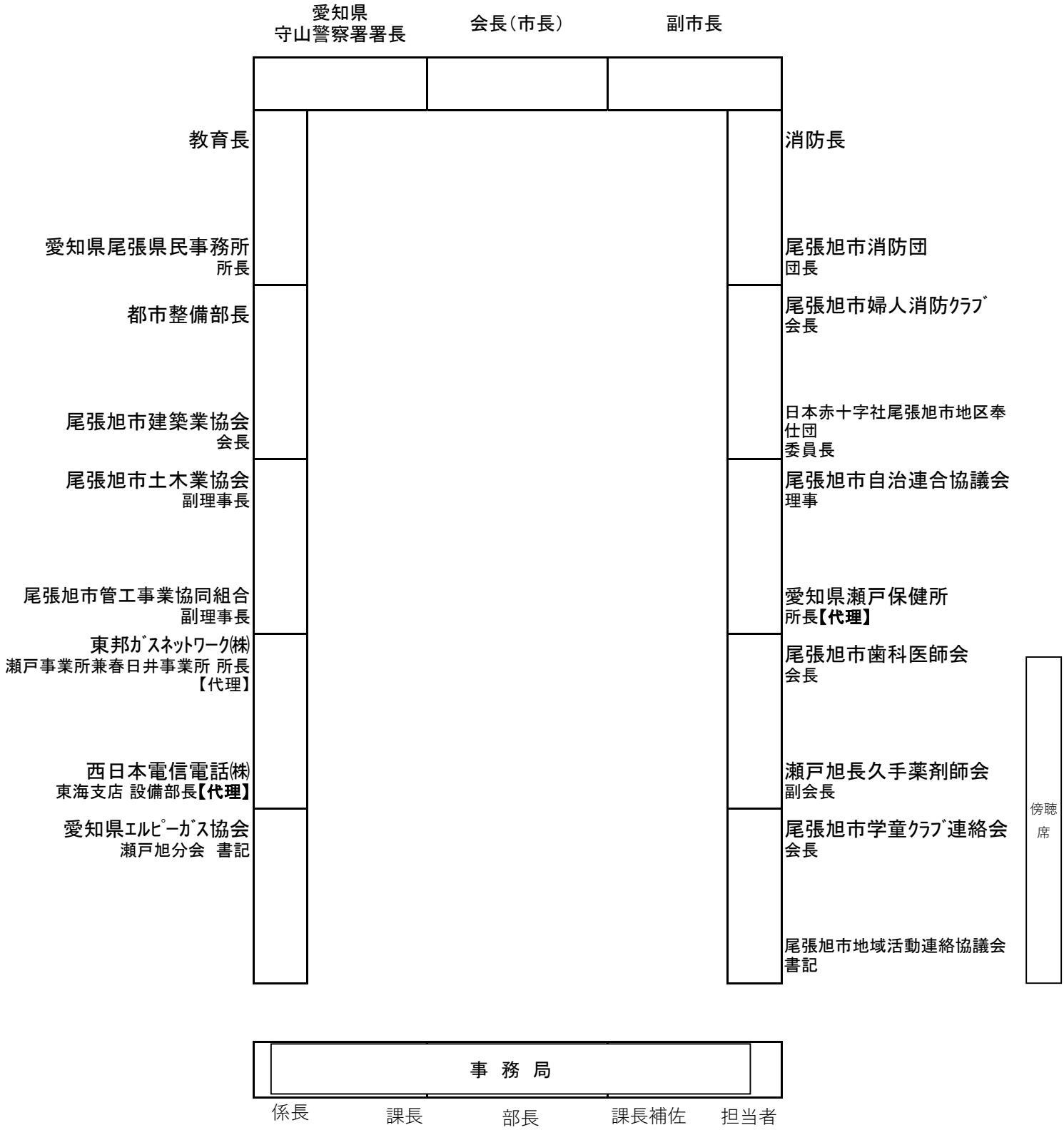


【欠席委員】

瀬戸旭医師会会長、中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱旭名東営業所所長、愛知県尾張建設事務所所長

尾張旭市防災会議委員名簿
尾張旭市国民保護協議会委員名簿

| 氏　　名 | 団　　体　　名 | 役　　職 |
|---|---|---|
| 森　和実 | 尾張旭市 | 市長 |
| 杉本　浩治 | 愛知県守山警察署 | 署長 |
| 秋田　誠 | 尾張旭市 | 副市長 |
| 水野　千賀志 | 尾張旭市都市整備部 | 部長 |
| 河村　晋 | 尾張旭市教育委員会 | 教育長 |
| 各務　誠司 | 尾張旭市消防本部 | 消防長 |
| 松原　茂樹 | 尾張旭市消防団 | 団長 |
| 谷山　れい子 | 尾張旭市婦人消防クラブ | 会長 |
| 金森　俊輔 | 瀬戸旭医師会 | 会長 |
| 柴田　浩二 | 尾張旭市歯科医師会 | 会長 |
| 松原　吉久 | 瀬戸旭長久手薬剤師会 | 副会長 |
| 堀田　幸道 | 中部電力パワーグリッド株式会社旭名東営業所 | 所長 |
| 加藤　正博 | 東邦ガスネットワーク株式会社瀬戸事業所兼春日井事業所 | 所長 |
| 鈴木　重明 | 西日本電信電話株式会社東海支店 | 設備部長 |
| 福島　正憲 | 愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会 | 書記 |
| 相羽　かよ子 | 日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団 | 委員長 |
| 山田　美和 | 尾張旭市自治連合協議会 | 理事 |
| 榊原　勝彦 | 愛知県尾張県民事務所 | 所長 |
| 上田　敏隆 | 愛知県尾張建設事務所 | 所長 |
| 澁谷　いづみ | 愛知県瀬戸保健所 | 所長 |
| 三宅　郁馬 | 尾張旭市土木業協会 | 副理事長 |
| 菅沼　正壽 | 尾張旭市建築業協会 | 会長 |
| 青山　茂 | 尾張旭市管工事業協同組合 | 副理事長 |
| 仁城　奈美子 | 尾張旭市学童クラブ連絡会 | 会長 |
| 加納　智恵子 | 尾張旭市地域活動連絡協議会 | 書記 |

令和04年11月21日時点

# ○尾張旭市防災会議条例

昭和38年７月６日
条例第６号
改正　昭和45年11月９日条例第20号
平成10年３月30日条例第16号
平成12年３月29日条例第５号
平成14年２月１日条例第２号
平成24年10月５日条例第29号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　尾張旭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員25人以内をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1)　愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(3)　市の教育委員会の教育長

(4)　市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

(5)　市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(6)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(7)　市長が特に必要と認めて任命する者

６　前項の委員の任期は、２年とする。

７　委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議は必要に応じて会長が招集する。

２　防災会議は、委員の総数の２分の１以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年11月９日条例第20号）

この条例は、昭和45年12月１日から施行する。

附　則（平成10年３月30日条例第16号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月29日条例第５号抄）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年２月１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月５日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

# ○尾張旭市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、尾張旭市防災会議条例（昭和38年条例第６号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の代理）

第２条　会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

（委員の代理）

第３条　委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（会議の招集）

第４条　会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

（会議の公開）

第５条　防災会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1)　尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第７条に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2)　会議の公開を行うことにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

２　会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（会議録）

第６条　会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　出席者の職及び氏名

(3)　会議に付した案件及び議事の経過

(4)　議決した事項

(5)　その他参考事項

（専決処分）

第７条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1)　災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2)　災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3)　関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（防災会議事務）

第８条　防災会議の事務については、総務部危機管理課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成14年８月12日から施行する。

附　則

この要綱は、平成15年８月11日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

当日配布資料

# 令和４年度　第2回防災会議

# 「総合体育館の避難所指定」について

# 概要説明資料

総務部　危機管理課　災害対策係



## 目次


１．検討の背景

２．総合体育館

３．避難所指定とは

４．運用体制

# 1　検討の背景



「帰宅難民」「帰宅困難者」という言葉は、2011年東日本大震災をきっかけに急激に認知と議論が拡大。

# なぜ帰宅困難者対策が必要となったのか？



「帰宅困難者問題」≠「帰るのが大変だった問題」

命に関わる帰宅困難者問題とは

迎えに行く自動車交通需要が急激に増加することで、交通渋滞が発生し、救急活動・消防活動を阻害

Point!

安全な場所を求め、過密空間が発生し群衆事故につながる。

移動時の建物の倒壊、落下物による死傷の危険

尾張旭駅で帰宅困難者が発生すると
安全な場所を求め、市役所内に帰宅困難者が殺到することが予想される。

職員が対応に追われ、災害対応の遅れ・本部機能の停止に陥る危機がある。

尾張旭駅（市役所）の近くに、帰宅困難者の一時滞在施設が必要



# 2　総合体育館

# 尾張旭市総合体育館

2F
競技場
アリーナ

1F
武道場

## 現在の災害時の位置付け

◆位置付け①

# 地域内輸送拠点

災害時、市区町村が広域物資輸送拠点（愛知県）から供給される物資を受入れ、各避難所へ送り出すために設置する拠点施設

尾張東地方卸売市場（瀬戸市山口町）が優先順位１位
総合体育館は、優先順位第２位として登録



## 現在の災害時の位置付け

◆位置付け②

# 災害ボランティアセンター

災害ボランティアの受入れを必要と判断した場合、尾張旭市社会福祉協議会に要請し、開設する。

# 現在の位置付けに、機能追加し整理します。

## 複合的かつ柔軟な対応ができる施設に！

２Ｆ　競技場（アリーナ）
帰宅困難者一時滞在施設

１Ｆ　武道場・卓球場
地域内輸送拠点
（物資の一時保管場所）

屋外駐車場（テント）
災害ボランティアの受入れ

## ２Ｆ　アリーナ

最大収容避難者数　（３㎡/人）

**310名**

※　アリーナ面積のうち、避難所運営において必要となる通路等を差し引いた面積から算出。収容人数はあくまで目安

# ３　避難所指定とは

## 「指定避難所」

地震災害時、または風水害時に甚大な被害が発生し、一定期間避難生活を行う必要が生じたときに開設する避難所です。
運営は、避難者を中心に行います。多人数で共同生活をすることになるため、規則を守り、譲り合うことが大切です。
尾張旭市では、**市内１２の小中学校が指定避難所となっています。**

「尾張旭市防災ガイドブック　抜粋」



避難者を受け入れる施設は、指定避難所として登録する必要があります。

そのため、帰宅困難者一時滞在施設として機能追加する**総合体育館について避難所指定の手続きを行います。**

# ４　運用体制



## 各避難所の基本開設方針

南海トラフ地震等の大規模災害

小中学校の**指定**避難所の開設

大雨や台風等の１～２日の避難が予測される災害

公民館等の**地域**避難所の開設

## 帰宅困難者一時滞在施設の開設方針

開設は、南海トラフ地震等の大規模災害時のみ

地震の発生時刻・鉄道の復旧見込み・各駅での帰宅困難者の発生状況を考慮して、災害対策本部で判断し開設する。
運営の主は、「市職員」

## 事務スケジュール

２～３月　市民への公示
　　県への報告手続き
　　地域防災計画への反映

４月　　運用開始

# ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

資料 1-1

# 尾張旭市地域防災計画修正の概要

○　主な修正内容

## １　愛知県基幹的広域防災拠点及びゼロメートル地帯における広域防災活動拠点を踏まえた修正

⑴　愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

県が名古屋空港北西部（豊山町青山地区）に「愛知県基幹的広域防災拠点」として、臨空消防学校（仮称）及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることについて追記

⑵　ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の位置づけ

ゼロメートル地帯において、関係機関が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するため、県が「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備することについて追記

## ２　水防法等の改正を踏まえた修正

⑴　要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて追記

⑵　要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて追記

## ３　県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用を踏まえた修正

県の防災力の向上を図るため、愛知県が所有する防災ヘリコプターの運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター２機と一体的に運用することについて追記

## ４　安否不明者等の氏名公表を踏まえた修正

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて追記

## ５　防災基本計画の修正を踏まえた修正について

⑴　無人航空機の運用調整

県災害対策本部航空運用チームにおいて、航空機の運用を最適化するため、無人航空機の運用についても必要に応じて調整することを追記

⑵　消防団員等が参画した防災教育

児童生徒等に対する防災教育において、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記

⑶　避難所等における各種対策

・医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記

・避難所が備えるべき非常用発電設備について、再生可能エネルギーの活用を含めた設備を具体例として明記

・避難所等における食物アレルギーへの配慮について追記

⑷　防災関係機関の相互の連携

・効率的な救助・救急活動のため、県、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記

・各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、これを活用した訓練等を実施し、計画の効果的な運用に努めることについて追記

⑸　その他の修正

・線状降水帯に関する情報提供について追記

・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による市町村への助言について追記

6　附属資料関連

・前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定等を追加

※　３件、４事業者（資料１－４参照）

・各種数値の時点更新

**※　資料 1-2 は、修正の要旨の新旧対照表。**

**※　資料 1-3 は、全ての修正箇所についての新旧対照表。**

資料1-2

# 尾張旭市地域防災計画修正の要旨の新旧対照表

## Ⅰ　地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第４２条）。

また、市地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第１６条）。

## Ⅱ　主な修正内容

### １　愛知県基幹的広域防災拠点及びゼロメートル地帯における広域防災活動拠点について

#### ⑴　愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

**＜修正箇所＞**

■共通編　　第２編　第５章　広域応援・受援体制の整備

**＜新旧対照表＞**

■共通編　　ｐ７

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
|---|---|
| **第４節　防災活動拠点の確保等** | **第４節　防災活動拠点の確保等** |
| 市及び県における措置<br>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する　愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する　　。 | 市及び県における措置<br>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 |

#### ⑵　ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の位置づけ

＜修正箇所＞
■共通編　　第３編　第３章　救出・救助対策
＜新旧対照表＞
■共通編　　ｐ１１

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
|---|---|
| **第１節　救出・救助活動** | **第１節　救出・救助活動** |
| ２　県における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>（追記） | ２　県における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。 |

２　水防法等の改正を踏まえた修正について

⑴　要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について
⑵　要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

＜修正箇所＞
■共通編　　第２編　第４章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■風水害災害対策計画　第２編　第１章　水害予防対策
＜新旧対照表＞
■共通編　　ｐ６
■風水害災害対策計画　ｐ２

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
|---|---|
| **第２節　要配慮者支援対策** | **第２節　要配慮者支援対策** |
| 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　避難行動要支援者対策<br>ア　（略）<br>イ　（ア）～（エ）　（略）<br>（追記） | 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　避難行動要支援者対策<br>ア　（略）<br>イ　（ア）～（エ）　（略）<br>（オ）　市長の助言・勧告<br>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| | 避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 |

■風水害災害対策計画

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| 第３節　浸水想定区域における対策 | 第３節　浸水想定区域における対策 |
| ３　浸水想定区域のある市における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>（追記） | ３　浸水想定区域のある市における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　市長の助言・勧告<br>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 |
| ４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 | ４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告 |

## ３　県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

**＜修正箇所＞**

■共通編　　第２編　第３章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備（ほか多数）

**＜新旧対照表＞**

■共通編　　ｐ３、１１、１２、１３

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| ４　県における措置<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置<br>ア　県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、防災航空隊を設置する | ４　県における措置<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備<br>ア　県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| 。<br>イ　防災航空隊は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、24時間勤務体制とする。 | 基づく「事務の委託」を行う。<br>イ　県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。 |

## 4　安否不明者等の氏名公表について

**＜修正箇所＞**
■共通編　　第３編　第１章　災害情報の収集・伝達・広報
**＜新旧対照表＞**
■共通編　　ｐ７、８

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| **第１節　被害状況等の収集・伝達** | **第１節　被害状況等の収集・伝達** |
| １　市の措置<br>⑴　（略）<br>⑵　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告<br>（略）<br>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。<br>⑶　行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 | １　市の措置<br>⑴　（略）<br>⑵　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告<br>（略）<br>報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。<br>⑶　安否不明者・行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 |
| ２　県の措置<br>⑴～⑹　（略） | ２　県の措置<br>⑴～⑹　（略） |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| ⑺　人的被害の数の一元的な集約・調整<br>　県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。<br>　また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。<br>（追記） | ⑺　人的被害の数の一元的な集約・調整<br>　県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。<br>　また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うものとする。<br>　なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。 |

## ５　防災基本計画の修正を踏まえた修正について

### ⑴　無人航空機の運用調整

**＜修正箇所＞**

■共通編　　第３編　第３章　救出・救助対策

**＜新旧対照表＞**

■共通編　　ｐ１１、１２

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| **第２節　航空機の活用** | **第２節　航空機の活用** |
| １　航空機の運用調整<br>⑴　航空運用チームの設置<br>　県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。<br>⑵　（略）<br>⑶　調整事項等<br>　航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う。<br>（追記） | １　航空機の運用調整<br>⑴　航空運用チームの設置<br>　県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。<br>⑵　（略）<br>⑶　調整事項等<br>　航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。<br>ア　自衛隊による局地情報提供に関する調整 |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| | イ　国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼<br>　また、緊急用務空域が指定された際には，指定公共機関，報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 |

⑵　消防団員等が参画した防災教育

**＜修正箇所＞**

■風水害災害対策計画　第２編　第５章　防災訓練及び防災意識の向上

■地震災害対策計画　第２編　第５章　防災訓練及び防災意識の向上

**＜新旧対照表＞**

■風水害災害対策計画　ｐ５

■地震災害対策計画　ｐ５

■風水害災害対策計画

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| **第３節　防災のための教育** | **第３節　防災のための教育** |
| １　市、県及び私立各学校等管理者における措置<br>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>　児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。 | １　市、県及び私立各学校等管理者における措置<br>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>　児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。 |

■地震災害対策計画

※　風水害災害対策計画と同様の修正を行う。

⑶　避難所等における各種対策

**＜修正箇所＞**

■共通編　第２編　第３章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
第２編　第４章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第３編　第４章　医療救護・防疫・保健衛生対策

**＜新旧対照表＞**

■共通編　ｐ２、５、１３

**■共通編**

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
|---|---|
| **防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備**<br>**１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　防災中枢機能の充実<br>ア　市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 | **防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備**<br>**１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　防災中枢機能の充実<br>ア　市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 |
| **第１節　避難所の指定・整備等** | **第１節　避難所の指定・整備等** |
| **市における措置**<br>(1)　（略）<br>(2)　指定避難所の指定<br>ア～エ　（略）<br>オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 | **市における措置**<br>(1)　（略）<br>(2)　指定避難所の指定<br>ア～エ　（略）<br>オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。 |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| カ～キ　（略）<br>⑶　避難所が備えるべき設備の整備<br>ア～イ　（略）<br>ウ　バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備　　等 | カ～キ　（略）<br>⑶　避難所が備えるべき設備の整備<br>ア～イ　（略）<br>ウ　バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等 |
| **第２節　防疫・保健衛生**<br>**４　栄養指導等**<br>⑴　市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 | **第２節　防疫・保健衛生**<br>**４　栄養指導等**<br>⑴　市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 |

⑷　防災関係機関の相互の連携

**＜修正箇所＞**

■共通編　　第２編　第３章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

**＜新旧対照表＞**

■共通編　　ｐ３

■共通編

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備<br>１　市、県及び防災関係機関における措置<br>⑴～⑺　（略）<br>⑻　防災関係機関相互の連携<br>ア～イ　（略）<br>（追加） | 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備<br>１　市、県及び防災関係機関における措置<br>⑴～⑺　（略）<br>⑻　防災関係機関相互の連携<br>ア～イ　（略）<br>ウ　県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。<br>エ　県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| | 整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。 |

⑸　その他の修正

**＜修正箇所＞**

■風水害災害対策計画　第３編　第２章　避難行動

■地震災害対策計画　第３編　第２章　避難行動

**＜新旧対照表＞**

■風水害災害対策計画　ｐ８

■地震災害対策計画　ｐ６

■風水害災害対策計画

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| **第２節　避難情報** | **第２節　避難情報** |
| １　市における措置<br>⑴　避難情報<br>ア～オ　（略）<br>カ　事前の情報提供<br>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風＿＿＿＿＿＿＿＿による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 | １　市における措置<br>⑴　避難情報<br>ア～オ　（略）<br>カ　事前の情報提供<br>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 |

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| （追記） | さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。 |

■地震災害対策計画

| 現行（令和３年度） | 修正案（令和４年度） |
| --- | --- |
| **第２節　避難の指示** | **第２節　避難情報** |
| １　市における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。（追記） | １　市における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第１編　総則 | 第１編　総則 | |
| | 第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | |
| | 第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 | 第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 | |
| 5 | １　市<br>⑴～⑷　（略）<br>⑸　地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を　　行う。<br>（略） | １　市<br>⑴～⑷　（略）<br>⑸　地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請、又は勧告を行う。<br>（略） | 表記の整理 |
| 6 | ２　県関係機関<br>〔愛知県及び愛知県尾張県民事務所〕<br>（略） | ２　県関係機関<br>〔愛知県　　〕<br>（略） | |
| 7 | （追記） | 〔愛知県尾張県民事務所〕<br>⑴　災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。<br>⑵　市の災害対策業務に対する支援を行う。<br>⑶　緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 | |
| 8 | ３　指定地方行政機関<br>〔中部地方整備局〕<br>⑴　（略）<br>⑵　初動対応<br>（追加）<br>ア　（略）<br>イ　（略） | ３　指定地方行政機関<br>〔中部地方整備局〕<br>⑴　（略）<br>⑵　初動対応<br>ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。<br>イ　（略）<br>ウ　（略） | |
| 9 | ４　自衛隊<br>⑴　風水害対応<br>ア～カ　（略）<br>ケ　炊飯及び給水を行う。<br>（追加） | ４　自衛隊<br>⑴　風水害対応<br>ア～カ　（略）<br>ケ　給食及び給水を行う。<br>コ　入浴支援を行う。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | コ　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。<br>（追加）<br>サ　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。 | サ　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。<br>シ　危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。<br>ス　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。 | |
| 9 | **５　指定公共機関**<br>〔東邦瓦斯株式会社〕<br>⑴～⑵　（略）<br>（追加） | **５　指定公共機関**<br>〔東邦瓦斯株式会社〕※<br>⑴～⑵　（略）<br>※　東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。） | 指定公共機関の追加に伴う修正 |
| 11 | 〔ソフトバンク株式会社〕<br>（略）<br>（追加） | 〔ソフトバンク株式会社〕<br>（略）<br>〔楽天モバイル株式会社〕<br>⑴　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。<br>⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。<br>⑶　災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 | |
| | **第２編　総則** | **第２編　総則** | |
| | **第１章　防災協働社会の形成推進** | **第１章　防災協働社会の形成推進** | |
| | **第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携** | **第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携** | |
| 16 | **１　市における措置**<br>⑵　防災ボランティア活動の支援<br>ア　ボランティアコーディネーターの確保<br>行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 | **１　市における措置**<br>⑵　防災ボランティア活動の支援<br>ア　ボランティアコーディネーターの確保<br>市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 | 表記の整理 |
| 18 | **５　ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進** | **５　ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進** | |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | ⑴　ボランティアの受入体制の整備<br>ア　（略）<br>イ　市及び県は、防災訓練等において、ＮＰＯ・ボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行うよう努める。 | ⑴　ボランティアの受入体制の整備<br>ア　（略）<br>イ　市及び県は、防災訓練等において、ＮＰＯ・ボランティア関係団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うよう努める。 | |
| | **第３章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** | **第３章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備** | |
| 25 | **防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備**<br>**１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災中枢機能の充実<br>ア　市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。<br>⑺　（略）<br>⑻　防災関係機関相互の連携<br>ア～イ　（略）<br>（追加） | **防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備**<br>**１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災中枢機能の充実<br>ア　市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。<br>⑺　（略）<br>⑻　防災関係機関相互の連携<br>ア～イ　（略）<br>ウ　県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。<br>エ　県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | 運用に努めるものとする。 | |
| 26 | **４　県における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災ヘリコプターの導入及び防災航空隊の設置<br>ア　県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、防災航空隊を設置する。<br>イ　防災航空隊は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できるように、24時間勤務体制とする。<br>ウ　（略） | **４　県における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　防災ヘリコプターの導入及びヘリコプターを用いた活動体制の整備<br>ア　県は、防災ヘリコプターを導入するとともに、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に運航管理するため、名古屋市に地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」を行う。<br>イ　県は、災害発生時に直ちに防災ヘリコプターが運航できる体制を確保するよう、事務を受託した名古屋市との調整に努める。<br>ウ　（略） | ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。（地方自治法第 252 の 14 による。以下同様。） |
| 28 | **７　情報の収集・連絡体制の整備等**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　被災者等への情報伝達<br>（略）<br>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 | **７　情報の収集・連絡体制の整備等**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　被災者等への情報伝達<br>（略）<br>また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 | 表記の整理 |
| 30 | **13　災害廃棄物処理に係る事前対策**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　広域連携、民間連携の促進<br>災害時における廃棄物の処理等に関する協定<br>・内　容　災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分<br>・相手方　愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）<br>一般社団法人愛知県産業廃棄物　協会<br>（平成17年4月1日付け）<br>一般社団法人愛知県解体工事業連合会<br>（平成21年3月25日付け） | **13　災害廃棄物処理に係る事前対策**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　広域連携、民間連携の促進<br>災害時における廃棄物の処理等に関する協定<br>・内　容　災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分<br>・相手方　愛知県衛生事業協同組合（平成17年4月1日付け）<br>一般社団法人愛知県産業資源循環協会<br>（平成17年4月1日付け）<br>一般社団法人愛知県解体工事業連合会<br>（平成21年3月25日付け） | 協会の名称変更に伴う修正 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 一般社団法人愛知県建設業協会<br>（平成29年2月17日付け）<br>一般社団法人愛知県土木研究会<br>（平成29年2月17日付け）<br>一般社団法人日本建設業連合会中部支部<br>（平成29年2月17日付け） | 一般社団法人愛知県建設業協会<br>（平成29年2月17日付け）<br>一般社団法人愛知県土木研究会<br>（平成29年2月17日付け）<br>一般社団法人日本建設業連合会中部支部<br>（平成 29 年 2 月 17 日付け） | |
| | **第４章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** | **第４章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策** | |
| | **第１節　避難所の指定・整備等** | **第１節　避難所の指定・整備等** | |
| 32 | **市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　指定避難所の指定<br>ア～エ　（略）<br>オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<br>カ～キ　（略）<br>⑶　避難所が備えるべき設備の整備<br>ア～イ　（略）<br>ウ　バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等 | **市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　指定避難所の指定<br>ア～エ　（略）<br>オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。<br>カ～キ　（略）<br>⑶　避難所が備えるべき設備の整備<br>ア～イ　（略）<br>ウ　バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第２節　要配慮者支援対策** | **第２節　要配慮者支援対策** | |
| 34 | **市、県及び社会福祉施設等管理者における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　避難行動要支援者対策<br>ア　（略）<br>イ　(ｱ)～(ｳ)　（略）<br>(ｴ)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 | **市、県及び社会福祉施設等管理者における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　避難行動要支援者対策<br>ア　（略）<br>イ　(ｱ)～(ｳ)　（略）<br>(ｴ)　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 避難行動要支援者名簿に登載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者＿＿＿＿＿＿＿＿の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。<br>併せて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への講習会の開催等を通じて情報漏洩防止の措置を求めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。<br>また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。<br>（追加） | 避難行動要支援者名簿に登載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。<br>併せて、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への講習会の開催等を通じて情報漏洩防止の措置を求めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。<br>また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。<br>(ｵ)　市長の助言・勧告<br>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 | 水防法の改正等に伴う修正 |
| 35 | ウ　個別避難計画の作成等<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供<br>個別避難計画に掲載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者＿＿＿＿＿＿＿＿の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特 | ウ　個別避難計画の作成等<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供<br>個別避難計画に掲載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、町内会、その他市長が特に必要と認める者とする。ただし、条例に特 | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 別の定めがある場合を除き、計画に掲載された情報を提供することについて当該情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。<br>（略） | 別の定めがある場合を除き、計画に掲載された情報を提供することについて当該情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。<br>（略） | |
| | **第５章　広域応援・受援体制の整備** | **第５章　広域応援・受援体制の整備** | |
| | **第１節　広域応援・受援体制の整備** | **第１節　広域応援・受援体制の整備** | |
| 38 | **１　市及び県における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　受援体制の整備<br>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<br>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 | **１　市及び県における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　受援体制の整備<br>市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。<br>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 | 表記の整理 |
| | **第４節　防災活動拠点の確保等** | **第４節　防災活動拠点の確保等** | |
| 40 | **市及び県における措置**<br>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する　愛知県の基幹的広域防災拠点　を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する | **市及び県における措置**<br>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援 | 愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画修正に伴う修正 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | ＿＿＿＿。 | 助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。 | |
| | 第３編　災害応急対策 | 第３編　災害応急対策 | |
| | 第１章　災害情報の収集・伝達・広報 | 第１章　災害情報の収集・伝達・広報 | |
| | 第１節　被害状況等の収集・伝達 | 第１節　被害状況等の収集・伝達 | |
| 41 | １　市の措置<br>⑴　（略）<br>⑵　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告<br>（略）<br>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。<br>⑶　＿＿＿＿行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で＿＿＿＿行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、＿＿＿＿行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 | １　市の措置<br>⑴　（略）<br>⑵　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告<br>（略）<br>報告にあたり＿＿＿＿、市長は、＿＿＿＿県防災情報システム＿＿＿＿を有効に活用するものとする。<br>⑶　安否不明者・行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 | 防災情報システムの改修更新に伴う修正<br>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映 |
| 43 | ２　県の措置<br>⑴～⑹　（略）<br>⑺　人的被害の数の一元的な集約・調整<br>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。<br>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接 | ２　県の措置<br>⑴～⑹　（略）<br>⑺　人的被害の数の一元的な集約・調整<br>県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。<br>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接 | |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | に連携しながら適切に行うものとする。<br>（追記） | に連携しながら適切に行うものとする。<br>なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。 | |
| | **第２節　通信手段の確保** | **第２節　通信手段の確保** | |
| 47 | **１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　電話・電報施設の優先利用<br>各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。<br>ア　一般電話及び電報<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　非常扱いの電報<br>（略）<br>また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、ＮＴＴ西日本名古屋支店エリアの営業窓口へ差し出す。 | **１　市、県及び防災関係機関における措置**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　電話・電報施設の優先利用<br>各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。<br>ア　一般電話及び電報<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　非常扱いの電報<br>（略）<br>また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、ＮＴＴ西日本東海　支店エリアの営業窓口へ差し出す。 | 表記の整理 |
| | **第２章　応援協力・派遣要請** | **第２章　応援協力・派遣要請** | |
| | **第１節　応援協力** | **第１節　応援協力** | |
| 52 | **３　中部地方整備局における措置**<br>市の応急措置の代行（災害対策基本法第 78 条の 2）<br>中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。<br>ア　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限<br>イ　現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限<br>ウ　緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土 | **３　中部地方整備局における措置**<br>中部地方整備局は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。<br>(1) 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限<br>(2) 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限<br>(3) 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土 | 表記の整理 |

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（令和３年度改訂）</th><th>新（令和４年度改訂）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>砂等の除去等をする権限<br>エ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</td><td>砂等の除去等をする権限<br>(4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　応援部隊等による広域応援等</td><td>第２節　応援部隊等による広域応援等</td><td></td></tr>
<tr><td>53</td><td>１　市における措置<br>緊急消防援助隊等の応援要請<br>（略）<br>２　県における措置<br>緊急消防援助隊等の応援要請<br>（略）</td><td>１　市における措置<br>（略）<br>２　県における措置<br>（略）</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　自衛隊の災害派遣</td><td>第３節　自衛隊の災害派遣</td><td></td></tr>
<tr><td>54</td><td>１　自衛隊における措置<br>災害派遣<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　災害派遣の活動範囲</td><td>１　自衛隊における措置<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　災害派遣の活動範囲</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td>55</td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>炊飯及び給水</td><td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>防災基本計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>(6)　連絡要員の派遣<br>自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき<br>は、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。<br>２　市における措置<br>災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼<br>（略）<br>３　災害派遣要請者（県）における措置<br>自衛隊の派遣要請</td><td>(6)　連絡要員の派遣<br>自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。<br>２　市における措置<br>（略）<br>３　災害派遣要請者（県）における措置</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（令和３年度改訂）</th><th>新（令和４年度改訂）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　ボランティアの受入</td><td>第４節　ボランティアの受入</td><td></td></tr>
<tr><td>60</td><td>５　県における措置<br>広域ボランティア支援本部の設置<br>（略）</td><td>５　県における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略）</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第５節　防災活動拠点の確保等</td><td>第５節　防災活動拠点の確保等</td><td></td></tr>
<tr><td>61</td><td>３　防災活動拠点の区分と要件等<br><table><tr><td colspan="2">区分</td><td>（略）</td><td>３広域防災活動拠点</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>要件</td><td>施設設備</td><td>（略）</td><td>倉庫等<br>＿＿＿宿泊施設</td></tr></table></td><td>３　防災活動拠点の区分と要件等<br><table><tr><td colspan="2">区分</td><td>（略）</td><td>３広域防災活動拠点</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>要件</td><td>施設設備</td><td>（略）</td><td>倉庫等<br>できれば宿泊施設</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　救出・救助対策</td><td>第３章　救出・救助対策</td><td></td></tr>
<tr><td>62</td><td>■　基本方針<br>（略）<br>○　発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。</td><td>■　基本方針<br>（略）<br>○　発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、＿＿＿＿＿＿＿＿防災ヘリコプターを活用する。</td><td>ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。</td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　救出・救助活動</td><td>第１節　救出・救助活動</td><td></td></tr>
<tr><td>62</td><td>２　県における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>（追記）</td><td>２　県における措置<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　ゼロメートル地帯では、津波等により広範囲が浸水し、長期間湛水するとともに、既存の防災活動拠点が浸水する可能性があることから、県は、ゼロメートル地帯において、県や市、消防、自衛隊等が迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための「広域防災活動拠点」をあらかじめ整備する。</td><td>ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点の整備について追記</td></tr>
<tr><td>63</td><td>５　災害発生事業所等における措置<br>自衛消防隊等による救出活動</td><td>５　災害発生事業所等における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （略）<br>**６　関係機関における措置**<br>応援要求への協力<br>（略） | （略）<br>**６　関係機関における措置**<br>＿＿＿＿＿＿<br>（略） | |
| | **第２節　航空機の活用** | **第２節　航空機の活用** | |
| 63 | **１　航空機の運用調整**<br>⑴　航空運用チームの設置<br>県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機＿＿＿＿＿＿の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。<br>⑵　（略）<br>⑶　調整事項等<br>航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行う＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。<br>（追記） | **１　航空機の運用調整**<br>⑴　航空運用チームの設置<br>県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。<br>⑵　（略）<br>⑶　調整事項等<br>航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。<br>ア　自衛隊による局地情報提供に関する調整<br>イ　国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼<br>また、緊急用務空域が指定された際には，指定公共機関，報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| 64 | **２　愛知県防災ヘリコプターの活用**<br>⑴　（略）<br>⑵　防災ヘリコプターの出動（県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿における措置）<br>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。<br>ア　活動内容<br>防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 | **２　愛知県防災ヘリコプターの活用**<br>⑴　（略）<br>⑵　防災ヘリコプターの出動(県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置)<br>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。<br>ア　活動内容<br>＿＿＿＿＿＿ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 | ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （略）<br>イ　災害発生等による出動<br>知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。<br>ウ　市の要請による出動<br>知事は、市長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。<br>（略）<br>（追記）<br>エ　他の防災航空隊との連携<br>防災航空隊は、名古屋市消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。<br>(ｱ)　本県の防災ヘリコプター＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が点検整備等で緊急運航できないとき。 | （略）<br>イ　災害発生等による出動<br>＿＿＿＿県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。<br>ウ　市の要請による出動<br>＿＿＿＿市長等から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。<br>（略）<br>エ　事務委託<br>ア～ウの措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。<br>オ　他の防災航空隊との連携<br>県＿＿＿＿は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。<br>(ｱ)　本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。 | |
| | **第４章　医療救護・防疫・保健衛生対策** | **第４章　医療救護・防疫・保健衛生対策** | |
| | **第１節　医療救護** | **第１節　医療救護** | |
| 68 | **10　医薬品その他衛生材料の確保**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　県は陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターを出動させる＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。<br><br>**11　血液製剤の確保**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　県は、通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動させる＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とともに、県警察、自衛隊等にヘ | **10　医薬品その他衛生材料の確保**<br>⑴～⑸　（略）<br>⑹　県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。<br><br>**11　血液製剤の確保**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　県は、通常の輸送体制がとれない場合は、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘ | ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | リコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 | リコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。 | |
| | 第２節　防疫・保健衛生 | 第２節　防疫・保健衛生 | |
| 70 | ４　栄養指導等<br>⑴　市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 | ４　栄養指導等<br>⑴　市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | 第５章　交通の確保・緊急輸送対策 | 第５章　交通の確保・緊急輸送対策 | |
| | 第１節　道路交通規制等 | 第１節　道路交通規制等 | |
| 74 | ２　自衛官及び消防吏員における措置<br>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。 | ２　自衛官及び消防吏員における措置<br>災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。 | 表記の整理 |
| | 第２節　道路施設対策 | 第２節　道路施設対策 | |
| 75 | １　市における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保<br>ア～イ　（略）<br>ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 | １　市における措置<br>⑴　（略）<br>⑵　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保<br>ア～イ　（略）<br>ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 76 | ２　中部地方整備局における措置<br>(1)　（略）<br>(2)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保<br>ア〜ウ　（略）<br>エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 | ２　中部地方整備局における措置<br>(1)　（略）<br>(2)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保<br>ア〜ウ　（略）<br>エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う＿＿＿＿。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 | |
| 77 | ３　中日本高速道路株式会社における措置<br>(1)〜(3)　（略）<br>(4)　応急復旧対策の実施<br>ア〜ウ　（略）<br>エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 | ３　中日本高速道路株式会社における措置<br>(1)〜(3)　（略）<br>(4)　応急復旧対策の実施<br>ア〜ウ　（略）<br>エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う＿＿＿＿。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 | |
| | 第４節　緊急輸送手段の確保 | 第４節　緊急輸送手段の確保 | |
| 79 | ４　中部運輸局の措置<br>鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の指導、及び県の要請に基づく車両等の調達あっせん<br>（略） | ４　中部運輸局の措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第６章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | 第６章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 | |
| | 第３節　帰宅困難者対策 | 第３節　帰宅困難者対策 | |
| 84 | ２　事業者や学校等における措置<br>安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制<br>（略） | ２　事業者や学校等における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿<br>（略） | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | 第７章　水・食品・生活必需品等の供給 | 第７章　水・食品・生活必需品等の供給 | |
| | 第２節　食品の供給 | 第２節　食品の供給 | |
| 86 | １　市における措置<br>⑶　米穀の原料調達<br>ア～イ　（略）<br>ウ　市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 | １　市における措置<br>⑶　米穀の原料調達<br>ア～イ　（略）<br>ウ　市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長　）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 | 国の組織再編に伴う修正 |
| | 第８章　環境汚染防止及び地域安全対策 | 第８章　環境汚染防止及び地域安全対策 | |
| | 第２節　地域安全対策 | 第２節　地域安全対策 | |
| 89 | １　市における措置<br>県警察の実施する地域安全活動に対する協力<br>（略） | １　市における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第９章　遺体の取扱い | 第９章　遺体の取扱い | |
| | 第１節　遺体の捜索 | 第１節　遺体の捜索 | |
| 91 | ２　県における措置<br>他市町村への応援指示<br>（略） | ２　県における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 10 章　ライフライン施設等の応急対策 | 第 10 章　ライフライン施設等の応急対策 | |
| | 第５節　通信施設の応急措置 | 第５節　通信施設の応急措置 | |
| 98 | １　電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置<br>重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br><br>２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社　　）における措置 | １　　通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置<br>（略）<br><br>２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、　ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置 | 表記の整理<br><br>指定公共機関の追加に伴う |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 99 | 重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br><br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>専用通信施設の応急措置<br>（略）<br><br>４　放送事業者における措置<br>放送事業の継続<br>（略） | （略）<br><br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>（略）<br><br>４　放送事業者における措置<br>（略） | 修正<br>表記の整理 |
| | 第６節　郵便業務の応急措置 | 第６節　郵便業務の応急措置 | |
| 99 | 日本郵便株式会社における措置<br>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持<br>（略） | 日本郵便株式会社における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 11 章　住宅対策 | 第 11 章　住宅対策 | |
| | 第２節　被災住宅等の調査 | 第２節　被災住宅等の調査 | |
| 102 | １　市における措置<br>被災住宅等の調査<br>（略）<br><br>２　県における措置<br>被災住宅等の調査<br>（略） | １　市における措置<br>（略）<br><br>２　県における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 12 章　学校における対策 | 第 12 章　学校における対策 | |
| | 第１節　教育施設及び教職員の確保 | 第１節　教育施設及び教職員の確保 | |
| 106 | ２　市における措置<br>他市町村教育委員会に対する応援要請<br>（略） | ２　市における措置<br>（略） | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 107 | ４　私立学校設置者（管理者）における措置<br>他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会等に対する応援要請<br>（略） | ４　私立学校設置者（管理者）における措置<br>（略） | |
| | 第２節　応急な教育活動についての広報 | 第２節　応急な教育活動についての広報 | |
| 107 | 県、市及び私立学校設置者（管理者）における措置<br>広報・周知活動の実施<br>（略） | 県、市及び私立学校設置者（管理者）における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第３節　教科書・学用品等の給与 | 第３節　教科書・学用品等の給与 | |
| 107 | １　市における措置<br>⑴　児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与<br>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立小・中学校等の児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。<br><br>２　県における措置<br>⑴　文部科学省等に対する応援要請<br>県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。 | １　市における措置<br>⑴　児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与<br>市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立＿＿＿学校＿の児童・＿生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。<br><br>２　県における措置<br>⑴　文部科学省等に対する応援要請<br>県は、県立＿＿学校＿＿＿＿＿＿、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。 | 表記の整理 |
| | 第４編　災害復旧・復興 | 第４編　災害復旧・復興 | |
| | 第３章　災害廃棄物処理対策 | 第３章　災害廃棄物処理対策 | |
| | 災害廃棄物処理対策 | 災害廃棄物処理対策 | |
| 114 | １　市における措置<br>災害時の支援体制 | １　市における措置<br>災害時の支援体制 | 協会の名称変更に伴う修正 |

尾張旭市地域防災計画【共通編】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | 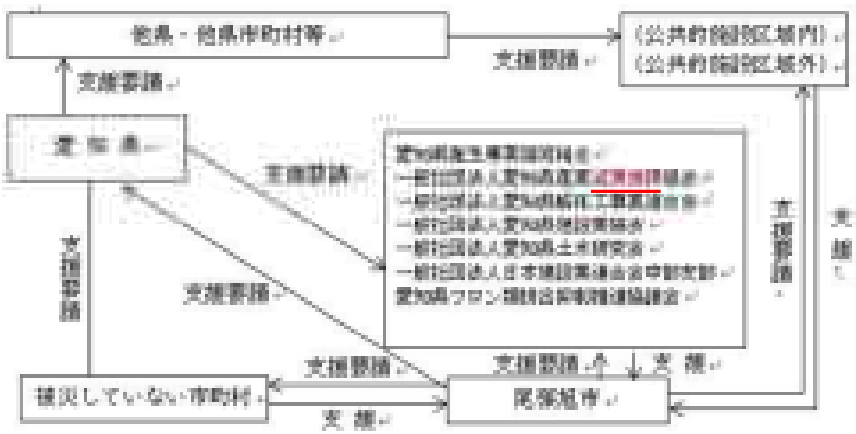 | |
| | **第５章　商工業・農林水産業の再建支援** | **第５章　商工業・農林水産業の再建支援** | |
| | **第１節　商工業の再建支援** | **第１節　商工業の再建支援** | |
| 122 | **１　市における措置**<br>支援情報の提供及び相談窓口の設置<br>（略） | **１　市における措置**<br>（略） | 表記の整理 |
| | **第２節　農林水産業の再建支援** | **第２節　農林水産業の再建支援** | |
| 122 | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵ 金 融支援等<br>市は、災害により被害を受けた農業事業者又は農業事業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。 | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵ 金 融支援等<br>市は、災害により被害を受けた農業事業者又は農業事業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第２編　災害予防 | 第２編　災害予防 | |
| | 第１章　水害予防対策 | 第１章　水害予防対策 | |
| | 第１節　河川防災対策 | 第１節　河川防災対策 | |
| 125 | １　中部地方整備局及び県における措置<br>⑴～⑷　（略）<br>⑸　水災害連携の連絡会・協議会<br>ア～イ　（略）<br>（追加） | １　中部地方整備局及び県における措置<br>⑴～⑷　（略）<br>⑸　水災害連携の連絡会・協議会<br>ア～イ　（略）<br>ウ　流域治水協議会<br>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | 第２節　雨水出水対策 | 第２節　雨水出水対策 | |
| 126 | １　市における措置<br>公共下水道事業<br>（略） | １　市における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第３節　浸水想定区域における対策 | 第３節　浸水想定区域における対策 | |
| 126 | ２　洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）<br>⑴　区域の指定<br>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 | ２　洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置）<br>⑴　区域の指定<br>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 | 表記の整理 |
| 127 | ３　浸水想定区域のある市における措置<br>⑴　市地域防災計画に定める事項<br>ア～ウ　（略） | ３　浸水想定区域のある市における措置<br>⑴　市地域防災計画に定める事項<br>ア～ウ　（略） | |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | エ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地<br>⑵～⑶　（略）<br>（追加） | エ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ｲ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）<br>⑵～⑶　（略）<br>⑷　市長の助言・勧告<br>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。 | 水防法改正（第15条）に伴う修正 |
| 128 | **４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 | **４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告 | |
| | **第４節　農地防災対策** | **第４節　農地防災対策** | |
| 128 | **２　関連調整事項**<br>⑴　ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。<br>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 | **２　関連調整事項**<br>⑴　ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。<br>また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 | 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理 |
| | **第３章　建築物等の安全化** | **第３章　建築物等の安全化** | |
| | **第２節　ライフライン関係施設対策** | **第２節　ライフライン関係施設対策** | |
| 132 | **１　予防措置（市、県及び施設管理者における措置）**<br>⑴　（略）<br>⑵　早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 | **１　予防措置（市、県及び施設管理者における措置）**<br>⑴　（略）<br>⑵　早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （略）また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。 | （略）また、県、電気事業者及び　　通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。 | |
| | **第３節　文化財保護対策** | **第３節　文化財保護対策** | |
| 135 | **２　平常時からの対策**<br>⑴　文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。<br>なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。<br>ア　所有者名・所在地・連絡先<br>イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、　　その他）<br>ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、　　その他）<br>エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図<br>⑵　文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模災害時に備える。 | **２　平常時からの対策**<br>⑴　文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。<br>なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。<br>ア　所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者在所<br>イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）<br>ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）<br>エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真<br>⑵　文化財レスキュー台帳を市等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。 | 文化財防災台帳の整備更新に伴う修正 |
| | **第４章　避難行動の促進対策** | **第４章　避難行動の促進対策** | |
| 137 | **■　基本方針**<br>○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。 | **■　基本方針**<br>○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に　　発令する。 | 表記の整理 |
| | **第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成** | **第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成** | |
| 138 | **１　市における措置**<br>⑴　マニュアルの作成 | **１　市における措置**<br>⑴　マニュアルの作成 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （略）<br>ア　（略）<br>イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること。<br>(ｱ)～(ｲ)　（略）河川の水位情報、指定河川洪水予報<br>(ｳ)　土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報<br>ウ～カ　（略）<br>キ　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。<br>（略） | （略）<br>ア　（略）<br>イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること。<br>(ｱ)～(ｲ)　（略）河川の水位情報、指定河川洪水予報<br>(ｳ)　土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報<br>ウ～カ　（略）<br>キ　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ)　土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。<br>（略） | |
| | **第５章　防災訓練及び防災意識の向上** | **第５章　防災訓練及び防災意識の向上** | |
| | **第１節　防災訓練の実施** | **第１節　防災訓練の実施** | |
| 143 | **２　県公安委員会における措置**<br>防災訓練に伴う交通規制<br>（略） | **２　県公安委員会における措置**<br>（略） | 表記の整理 |
| | **第２節　防災のための意識啓発・広報** | **第２節　防災のための意識啓発・広報** | |
| 144 | **市における措置**<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　過去の災害教訓の伝承<br>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。<br>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 | **市における措置**<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　過去の災害教訓の伝承<br>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。<br>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 | 継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （追加） | さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 | |
| | **第３節　防災のための教育** | **第３節　防災のための教育** | |
| 145 | **１　市、県及び私立各学校等管理者における措置**<br>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。 | **１　市、県及び私立各学校等管理者における措置**<br>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | **２　市における措置**<br>市職員に対する防災教育<br>（略） | **２　市における措置**<br>（略） | 表記の整理 |
| 146 | **３　防災関係機関における措置**<br>防災教育の実施<br>（略） | **３　防災関係機関における措置**<br>（略） | |
| | **第３編　災害応急対策** | **第３編　災害応急対策** | |
| | **第１章　非常配備体制** | **第１章　非常配備体制** | |
| | **第３節　災害救助法の適用** | **第３節　災害救助法の適用** | |
| 151 | **１　県における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　市への委任<br>救助の種類 ｜ 実施者 | **１　県における措置**<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　市への委任<br>救助の種類 ｜ 実施者 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（令和３年度改訂）</th><th>新（令和４年度改訂）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th></th><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
<tr><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>市＿＿立＿＿＿学校＿児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr>
<tr><td>県立＿＿＿＿＿＿＿学校＿、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２章　避難行動</td><td>第２章　避難行動</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　気象警報等の発表、伝達</td><td>第１節　気象警報等の発表、伝達</td><td></td></tr>
<tr><td>153</td><td>２　名古屋地方気象台における措置<br>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局＿＿＿＿＿＿＿＿に通知しなければならない。<br>名古屋地方気象台は、気象業務に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等に利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・中部地方整備局＿＿＿＿＿＿＿＿・日本放送協会名古屋放送局＿＿＿＿＿＿＿＿に伝達する。</td><td>２　名古屋地方気象台における措置<br>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿・日本放送協会＿＿＿＿＿＿・国土交通省機関に通知しなければならない。<br>名古屋地方気象台は、気象業務に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等に利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県＿＿＿＿＿＿＿・第四管区海上保安部・日本放送協会＿＿＿＿＿＿・国土交通省機関に伝達する。</td><td>気象庁における「気象警報等の伝達系統図」更新等に伴う修正</td></tr>
<tr><td>154</td><td>６　土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）<br>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）を発表し、関係機関に連絡する。</td><td>６　土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）<br>名古屋地方気象台及び県は、市町村＿＿＿＿ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）を発表し、関係機関に連絡する。</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td>155</td><td>図１　気象警報等の伝達系統図</td><td>図１　気象警報等の伝達系統図</td><td>関係機関の整理</td></tr>
</table>

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 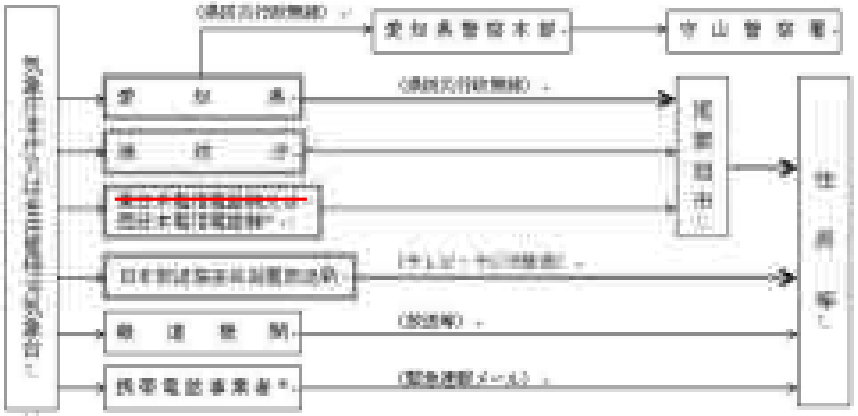 <br>※気象庁から東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。<br>（略） | <br>※気象庁から＿＿＿＿＿＿＿＿西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。<br>（略） | |
| 157 | 図５　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］<br> 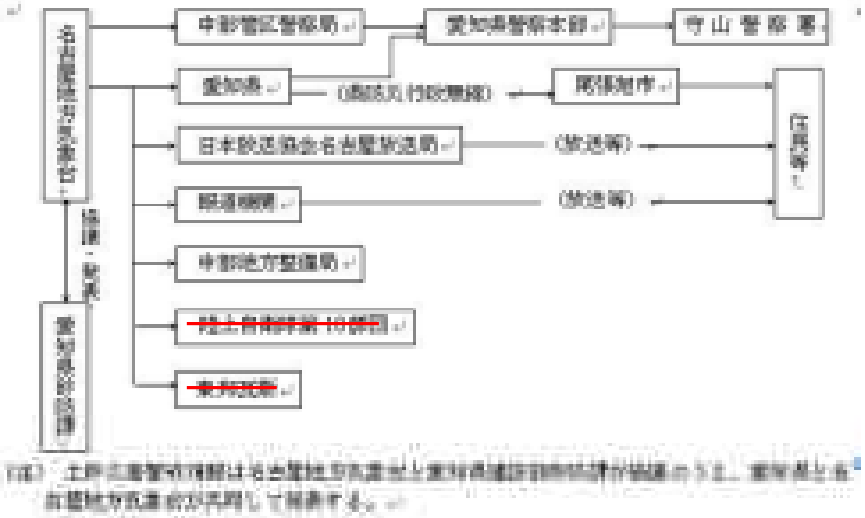 | 図５　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］<br> | |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第２節　避難情報 | 第２節　避難情報 | |
| 158 | １　市における措置<br>⑴　避難情報<br>ア～イ　（略）<br>ウ　［警戒レベル３］高齢者等避難<br>（略）<br>なお、夜間、早朝に避難指示　　を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。<br>エ～オ　(略)<br>カ　事前の情報提供<br>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風　　による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。（追記） | １　市における措置<br>⑴　避難情報<br>ア～イ　（略）<br>ウ　［警戒レベル３］高齢者等避難<br>（略）<br>なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。<br>エ～オ　(略)<br>カ　事前の情報提供<br>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。 | 表記の整理<br><br>防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | 第５章　通信施設対策 | 第５章　通信施設対策 | |
| 168 | １　電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置<br>重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br>２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及び | １　　通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置<br>（略）<br>２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、 | 表記の整理<br><br>指定公共機関 |

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | ソフトバンク株式会社　　）における措置<br>重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>専用通信施設の応急措置<br>（略）<br>４　放送事業者における措置<br>放送事業の継続<br>（略） | ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置<br>（略）<br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>（略）<br>４　放送事業者における措置<br>（略） | の追加に伴う修正<br>表記の整理 |
| | 第６章　学校における気象警報等の伝達等の措置 | 第６章　学校における気象警報等の伝達等の措置 | |
| 169 | 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置<br>⑴　気象警報等の把握・伝達<br>学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。<br>ア　県立学校等<br>（略）<br>イ　市立学校等<br>（略）<br>ウ　私立学校等<br>（略） | 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置<br>⑴　気象警報等の把握・伝達<br>学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。<br>ア　県立学校<br>（略）<br>イ　市立学校<br>（略）<br>ウ　私立学校<br>（略） | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第２編　災害予防 | 第２編　災害予防 | |
| | 第１章　建築物等の安全化 | 第１章　建築物等の安全化 | |
| | 第２節　交通関係施設対策 | 第２節　交通関係施設対策 | |
| 175 | ３　交通安全施設等<br>⑴～⑵　（略）<br>⑶　可搬式信号機<br>信号柱が倒壊した場合などに使用するため、警察署等に配備している可搬式信号機を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。<br>⑷　（略）<br>⑸　（略） | ３　交通安全施設等<br>⑴～⑵　（略）<br>（削除）<br>⑶　（略）<br>⑷　（略） | 表記の整理（廃棄処分完了のため） |
| | 第３節 ライフライン関係施設対策 | 第３節 ライフライン関係施設対策 | |
| 182 | ６　通信施設<br>⑴　電気通信<br>ア～エ　（略）<br>（追記） | ６　通信施設<br>⑴　電気通信<br>ア～エ　（略）<br>オ　楽天モバイル株式会社<br>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。<br>（ｱ）　設備の耐震対策<br>ａ　建物、鉄塔の耐震対策<br>ｂ　通信機械設備の固定・補強等<br>（ｲ）　火対策<br>ａ　防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備<br>（ｳ）　通信網の整備<br>ａ　伝送路の多ルート化<br>ｂ　主要な中継交換機の分散設置<br>ｃ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置<br>（ｴ）防災に関する訓練<br>ａ　災害予報及び警報伝達<br>ｂ　非常招集 | 指定公共機関の追加に伴う修正 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | c　災害時における通信疎通確保<br>d　各種災害対策用機器の操作<br>e　電気通信設備等の災害応急復旧<br>f　消防<br>g　避難と救護<br>(ｵ)　被災地域への通信の疎通確保対策の検討<br>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討<br>(ｶ)　緊急連絡手段確保対策<br>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備<br>(ｷ)　緊急輸送対策<br>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討 | |
| 183 | ７　**農地及び農業用施設**<br>(1)　（略）<br>(2)　ため池等の整備<br>（略）<br>また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 | ７　**農地及び農業用施設**<br>(1)　（略）<br>(2)　ため池等の整備<br>（略）<br>また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。 | 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理 |
| | **第４節　文化財保護対策** | **第４節　文化財保護対策** | |
| 184 | ２　**平常時からの対策**<br>(1)　文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。<br>なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。<br>ア　所有者名・所在地・連絡先<br>イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）<br>ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、 | ２　**平常時からの対策**<br>(1)　文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。<br>なお、レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。<br>ア　所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所<br>イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他） | 文化財防災台帳の整備更新に伴う修正 |

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿その他）<br>エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図＿＿＿<br>⑵　文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模災害時に備える。 | ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）<br>エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真<br>⑵　文化財レスキュー台帳を市等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。 | |
| | **第３章　避難行動の促進対策** | **第３章　避難行動の促進対策** | |
| 190 | **■　基本方針**<br>○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難情報を発令する。<br>（略） | **■　基本方針**<br>○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に＿＿＿＿＿発令する。<br>（略） | 表記の整理 |
| 190 | **第１節　気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備** | **第１節　気象警報や避難情報　の情報伝達体制の整備** | 表記の整理 |
| | **第４章　火災予防・危険性物質の防災対策** | **第４章　火災予防・危険性物質の防災対策** | |
| | **第１節　火災予防対策に関する指導** | **第１節　火災予防対策に関する指導** | |
| 194 | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　防火対象物の防火体制の推進<br>市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく初期消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。 | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　防火対象物の防火体制の推進<br>市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく初期消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。 | 表記の整理 |
| | **第２節　消防力の整備強化** | **第２節　消防力の整備強化** | |
| 195 | **２　県における措置**<br>消防力の整備強化に必要な指導、援助<br>（略） | **２　県における措置**<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略） | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | 第４節　毒物劇物取扱施設防災計画 | 第４節　毒物劇物取扱施設防災計画 | |
| 196 | 市及び県における措置<br>毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化<br>（略） | 市及び県における措置<br><br>（略） | |
| | 第５章　防災訓練及び防災意識の向上 | 第５章　防災訓練及び防災意識の向上 | |
| | 第２節　防災のための意識啓発・広報 | 第２節　防災のための意識啓発・広報 | |
| 199<br><br><br><br><br><br><br><br><br>200 | 市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置<br>(1)　防災意識の啓発<br>（略）<br>ア～ウ　（略）<br>エ　警報等や避難勧告等の意味と内容<br>オ～キ　（略）<br>ク　緊急地震速報時や避難勧告等の発令時にとるべき行動<br>ケ～ツ　（略）<br>(2)～(5)　（略）　防災に関する知識の普及<br>(6)　報道媒体の活用及び協力要請<br>（略）<br>電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。<br>(7)　過去の災害教訓の伝承<br>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。<br>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。<br>（追記） | 市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置<br>(1)　防災意識の啓発<br>（略）<br>ア～ウ　（略）<br>エ　警報等や避難情報の意味と内容<br>オ～キ　（略）<br>ク　緊急地震速報時や避難情報の発令時にとるべき行動<br>ケ～ツ　（略）<br>(2)～(5)　（略）　防災に関する知識の普及<br>(6)　報道媒体の活用及び協力要請<br>（略）<br>通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。<br>(7)　過去の災害教訓の伝承<br>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。<br>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。<br>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 | 表記の整理<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記 |
| | 第３節　防災のための教育 | 第３節　防災のための教育 | |
| 201 | １　市、県及び私立各学校等管理者における措置 | １　市、県及び私立各学校等管理者における措置 | 防災基本計画 |

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>旧（令和３年度改訂）</th><th>新（令和４年度改訂）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>（略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</td><td>⑴　児童生徒等に対する防災教育<br>（略）また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</td><td>の修正を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３編　災害応急対策</td><td>第３編　災害応急対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　非常配備体制</td><td>第１章　非常配備体制</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３節　災害救助法の適用</td><td>第３節　災害救助法の適用</td><td></td></tr>
<tr><td>210</td><td>１　県における措置<br>⑶　市への委任<br><table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td></td><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table></td><td>１　県における措置<br>⑶　市への委任<br><table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>市　立　学校　児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td></td><td>県立　学校、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第２章　避難行動</td><td>第２章　避難行動</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　地震情報等の伝達</td><td>第１節　地震情報等の伝達</td><td></td></tr>
<tr><td>211</td><td>２　気象庁及び名古屋地方気象台における措置<br>⑴　緊急地震速報<br>気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度５弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）</td><td>２　気象庁及び名古屋地方気象台における措置<br>⑴　緊急地震速報<br>気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</td><td>表記の整理（気象庁 HP の内容に統一）</td></tr>
</table>

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | （追記） | また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。<br>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。 | |
| 212 | **第２節　避難の指示** | **第２節　避難情報** | 表記の整理 |
| 213 | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。（追記） | **１　市における措置**<br>⑴　（略）<br>⑵　知事等への助言の要求<br>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。 | 防災基本計画の修正を踏まえた修正 |
| | **第３章　消防活動・危険性物質対策** | **第３章　消防活動・危険性物質対策** | |
| | **第１節　消防活動** | **第１節　消防活動** | |
| 218 | **２　消防団における措置**<br>⑴　延焼火災その他災害の防御<br>ア～エ　（略）<br>オ　避難方向の指示<br>避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。 | **２　消防団における措置**<br>⑴　延焼火災その他災害の防御<br>ア～エ　（略）<br>オ　避難方向の指示<br>避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。 | 表記の整理 |
| | **第６章　通信施設対策** | **第６章　通信施設対策** | |
| 223 | **１　電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置**<br>重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br><br>**２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフ** | **１　通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置**<br>（略）<br><br>**２　移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフ** | 表記の整理<br><br>指定公共機関 |

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 224 | トバンク株式会社　　）における措置<br>重要通信の確保及び通信の途絶の解消<br>（略）<br><br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>専用通信施設の応急措置<br>（略）<br><br>４　放送事業者における措置<br>放送事業の継続<br>（略） | トバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置<br>（略）<br><br>３　市、県及び防災関係機関における措置<br>（略）<br><br>４　放送事業者における措置<br>（略） | の追加に伴う修正<br><br>表記の整理 |
| | 別紙　東海地震に関する事前対策 | 別紙　東海地震に関する事前対策 | |
| | 第２章　災害対策本部の設置等 | 第２章　災害対策本部の設置等 | |
| | 第３節　警戒宣言発令時等の広報 | 第３節　警戒宣言発令時等の広報 | |
| 236 | １　市における措置<br>問い合わせ窓口等の体制整備<br>（略） | １　市における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 | 第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 | |
| | 第１節　主要食料、医薬品、住宅等の確保 | 第１節　主要食料、医薬品、住宅等の確保 | |
| 239 | １　市における措置<br>医薬品等の確保<br>（略）<br><br>３　愛知県赤十字血液センターにおける措置<br>血液製剤の確保及び供給の準備<br>（略） | １　市における措置<br>（略）<br><br>３　愛知県赤十字血液センターにおける措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 | 第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 | |
| 241 | ７　電気通信事業者及び移動通信事業者における措置<br>⑴　復旧用資機材、車両等の確保等 | ７　　通信事業者及び移動通信事業者における措置<br>⑴　復旧用資機材、車両等の確保等 | 表記の整理<br>指定公共機関 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。 | の追加に伴う修正 |
| 242 | ９　独立行政法人国立病院機構の病院における措置<br>医療救護班等の準備体制の確立<br>（略） | ９　独立行政法人国立病院機構の病院における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第４章　発災に備えた直前対策 | 第４章　発災に備えた直前対策 | |
| | 第４節　道路交通対策 | 第４節　道路交通対策 | |
| 246<br><br><br><br>247 | １　県公安委員会における措置<br>交通規制による道路交通の確保<br>（略）<br><br>２　県、県公安委員会及び道路管理者における措置<br>警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底<br>（略） | １　県公安委員会における措置<br>（略）<br><br>２　県、県公安委員会及び道路管理者における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第７節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 | 第７節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 | |
| 251 | ５　一般社団法人愛知県エルピーガス協会における措置<br>ＬＰガスの具体的な安全措置に関する広報<br>（略）<br><br>６　通信事業者における措置<br>(1)　地震防災応急対策等に関する広報<br>ア～ウ　（略）<br>エ　西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況 | ５　一般社団法人愛知県エルピーガス協会における措置<br>（略）<br><br>６　通信事業者における措置<br>(1)　地震防災応急対策等に関する広報<br>ア～ウ　（略）<br>エ　西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第８節　生活必需品の確保 | 第８節　生活必需品の確保 | |
| 252 | ２　市及び県における措置<br>各家庭における１週間分程度の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）<br>（略） | ２　市及び県における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第９節　金融対策 | 第９節　金融対策 | |
| 253 | ２　県における措置<br>共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関に対する業務の円滑な遂行確保要請<br>（略） | ２　県における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 10 節　郵政事業対策 | 第 10 節　郵政事業対策 | |
| 253 | 日本郵便株式会社における措置<br>平常窓口業務<br>（略） | 日本郵便株式会社における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 11 節　病院、診療所 | 第 11 節　病院、診療所 | |
| 253 | 病院、診療所における措置<br>院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表）<br>（略） | 病院、診療所における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第 12 節　緊急輸送 | 第 12 節　緊急輸送 | |
| 253 | １　市、県及び関係機関における措置<br>⑴ 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保<br>市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。<br>⑵ 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定<br>確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。 | １　市、県及び関係機関における措置<br>⑴<br>市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。<br>⑵<br>確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。 | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 2　県における措置<br>市からの輸送手段確保要請に対する関係機関等に対する協力要請<br>県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。<br>3　中部運輸局における措置<br>陸上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示<br>（略） | 2　県における措置<br>県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。<br>3　中部運輸局における措置<br>（略） | |
| | 第13節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 | 第13節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 | |
| 254 | 市及び関係機関における措置<br>帰宅困難者、滞留旅客対策<br>（略） | 市及び関係機関における措置<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第６章　市民のとるべき措置 | 第６章　市民のとるべき措置 | |
| | 第１節　家庭においてとるべき措置 | 第１節　家庭においてとるべき措置 | |
| 257 | 1　正確な情報の収集<br>テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。<br>2　警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難<br>警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難場所へ速やかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。<br>なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。<br>3　警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施<br>警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕 | 1<br>テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。<br>2<br>警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあっては、市の指示に従い、指定された避難場所へ速やかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。<br>なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。<br>3<br>警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕 | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 258 | 事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。<br>4　身の安全を確保することができる場所の確保<br>とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。<br>5　火の使用の自粛<br>火の使用は自粛するものとする。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。<br>6　灯油等危険物やＬＰガスの安全措置<br>灯油等危険物やＬＰガスの安全措置をとるものとする。<br>7　消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保<br>消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。<br>8　身軽で安全な服装へ着替え<br>身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。<br>9　非常持出品及び救助用具の用意・確認<br>水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。<br>10　脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認<br>万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。<br>11　自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保<br>自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。<br>12　自動車や電話の使用自粛<br>自動車や電話の使用は自粛するものとする。 | 事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。<br>4<br>とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。<br>5<br>火の使用は自粛するものとする。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。<br>6<br>灯油等危険物やＬＰガスの安全措置をとるものとする。<br>7<br>消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。<br>8<br>身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。<br>9<br>水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。<br>10<br>万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。<br>11<br>自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。<br>12<br>自動車や電話の使用は自粛するものとする。 | |
| | **第２節　職場においてとるべき措置** | **第２節　職場においてとるべき措置** | |
| 258 | 1　防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施<br>防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。<br>2　身の安全を確保できる場所の確保<br>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッ | 1<br>防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。<br>2<br>とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッ | 表記の整理 |

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | カー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。<br>3　火の使用の自粛<br>火の使用は自粛するものとする。<br>4　消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検<br>消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。<br>5　職場の自衛消防組織の出動体制の整備<br>職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。<br>6　重要書類等、非常持出品の確認<br>重要書類等の非常持出品を確認するものとする。<br>7　職場の条件等に応じた安全な場所での待機<br>職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。<br>8　不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保<br>不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。<br>9　正確な情報の把握及び職場内の伝達<br>正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。<br>10　近くの職場同士の協力<br>近くの職場同士で協力し合うものとする。<br>11　マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛<br>マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物積載車両等の運行は自粛するものとする。 | カー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。<br>3　＿＿＿＿＿＿<br>火の使用は自粛するものとする。<br>4　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。<br>5　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。<br>6　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>重要書類等の非常持出品を確認するものとする。<br>7　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。<br>8　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。<br>9　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。<br>10　＿＿＿＿＿＿＿＿<br>近くの職場同士で協力し合うものとする。<br>11　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物積載車両等の運行は自粛するものとする。 | |

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 第２編　原子力災害 | 第２編　原子力災害 | |
| | 第１章　放射性物質災害予防対策 | 第１章　放射性物質災害予防対策 | |
| | 第４節　原子力災害に対応する医療機関の把握 | 第４節　原子力災害に対応する医療機関の把握 | |
| 261 | 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。 | 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する＿＿＿＿＿原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。 | 表記の整理 |
| | 第５章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 | 第５章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 | |
| | 第 12 節　輻輳対策 | 第 12 節　輻輳対策 | |
| 270 | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ及びソフトバンク株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講ずるものとする。 | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講ずるものとする。 | 指定公共機関の追加に伴う修正 |
| | 第６章　県外の原子力発電所等における異常時対策 | 第６章　県外の原子力発電所等における異常時対策 | |
| | 第 13 節　通信輻輳対策 | 第 13 節　通信輻輳対策 | |
| 275 | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ及びソフトバンク株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講ずるものとする。 | 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講ずるものとする。 | 指定公共機関の追加に伴う修正 |
| | 第３編　大規模事故 | 第３編　大規模事故 | |
| | 第１章　事故・火災等予防対策 | 第１章　事故・火災等予防対策 | |
| | 第１節　鉄道災害対策 | 第１節　鉄道災害対策 | |
| 278 | １　市（消防機関）、県及び県警察における措置<br>救急救助用資機材の整備<br>（略） | １　市（消防機関）、県及び県警察における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略） | 表記の整理 |
| | 第３節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 | 第３節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 | |
| 279 | ２　市における措置 | ２　市における措置 | 表記の整理 |

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】　新旧対照表

| 頁 | 旧（令和３年度改訂） | 新（令和４年度改訂） | 備考 |
|---|---|---|---|
| | 化学消防車等の整備<br>（略）<br><br>４　危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県における措置<br>災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発<br>（略） | ＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略）<br><br>４　危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>（略） | |
| | 第４節　火薬類保安対策 | 第４節　火薬類保安対策 | |
| 280 | １　市における措置<br>事業者との災害防止協定締結による立入調査・勧告等の措置<br>(略)<br><br>３　火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置<br>火薬類の安全な移転体制の確保<br>(略)<br><br>４　火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県<br>災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発<br>(略) | １　市における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(略)<br><br>３　火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(略)<br><br>４　火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(略) | 表記の整理 |
| | 第７章　火薬類災害対策 | 第７章　火薬類災害対策 | |
| | 第１節　火薬類関係施設 | 第１節　火薬類関係施設 | |
| 297 | ５　中部近畿産業保安監督部における措置<br>経済産業大臣が製造業者に対し、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置<br>(略) | ５　中部近畿産業保安監督部における措置<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(略) | 表記の整理 |

資料 1-4

# 新規災害協定等締結状況

| 分類 | 協定等名 | 締結先 | 締結日 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 応急復旧 | 災害時における相互連携に関する協定 | 西日本電信電話株式会社 | 令和4年6月6日 | 市民生活の早期復旧を図るため、災害時の相互連携、対応について定めるもの |
| | 災害等における浄化センター設備の故障応急復旧に関する協定書 | 株式会社日立ﾌﾟﾗﾝﾄｻｰﾋﾞｽ中部支店 | 令和4年10月1日 | 東部浄化センター及び西部浄化センターの、災害時の応急復旧の協力について定めるもの<br>※既に締結している㈱日立製作所中部支社の分社化によるもの |
| 物資提供 | 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 | 西日本三菱自動車販売株式会社<br>三菱自動車工業株式会社 | 令和4年5月19日 | 避難所生活で必要となる電力供給が可能な電動自車両の貸与を受けるためのもの |